

桑名市ホームページ広告掲載要領及びガイドライン

平成 19 年 5 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要領及びガイドラインは、市のホームページに民間事業者等の広告を掲載するにあたって、桑名市広告掲載要綱（平成 19 年桑名市告示第 17 号）及び桑名市広告掲載基準（平成 19 年桑名市告示第 21 号）の規定する事項のほか、必要な事項について定める。

(広告の種類)

第 2 条 市のホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載の位置、掲載枠及び規格)

第 3 条 広告の掲載位置は、市のホームページのトップページとし、広告の掲載枠は 12 枠とする。

2 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦60ピクセル×横120ピクセルとする。
- (2) 形式は、G I F（アニメ可、透過G I F不可）、J P E G又はP N Gとする。
- (3) データ容量は、4 K B以下とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 市のホームページに広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、桑名市広告掲載要綱第 4 条及び桑名市広告掲載基準の規定に準じるものとする。

2 掲載広告は、1 広告(広告主)について 1 枠を限度とする。

(掲載の期間)

第 5 条 広告の掲載期間は、申し込み 1 件につき 1 月単位とし、連続して掲載できる期間は 6 月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、広告掲載した日から 2 月を経過した時点で新たな申し込みにより新規あるいは継続して掲載することができるものとする。

2 掲載の開始日及び終了日は、別途市長が定める。

(掲載料金と納入方法)

第 6 条 広告掲載料金は、1 枠につき月額 1 万円（消費税含む。）とし、掲載期間にかかる料金は一括前納を原則とする。

2 広告主は、当該広告掲載料金の請求があった日から 20 日以内に市が指定する納入通知書により納付しなければならない。

(掲載希望者の募集)

第 7 条 広告掲載希望者の募集は、市の広報印刷物及びホームページ等で直接行う。

(掲載の申し込み)

第 8 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込期間は、申込月から 1 年以内とする。

(掲載の決定)

第 9 条 広告掲載申込書を受け付けたときは、原則として先着順で決定する。ただし、同じ順位の場合で第 3 条の規定する枠を超えたときは、次の優先順位により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

2 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

3 市長は、掲載の可否を決定し、広告依頼主に広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（掲載内容の変更）

第10条 広告主は、申し込みした内容を変更する場合は、書面にて申し出なければならない。

2 市長は、掲載内容の変更の申出を受け付けたときは、変更の可否を決定し、広告主に広告掲載内容の変更可否決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（掲載期間の延長）

第11条 広告掲載期間中に市の都合でホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、延長は行わない。

（禁止表現）

第12条 次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（GIFアニメ）

第13条 GIFアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

（市のホームページとの区別）

第14条 次の各号に該当する表現については、利用者が市のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止とする。

- (1) 市のホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が桑名市の事業であると錯誤しやすいもの

（色調）

第15条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第16条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（その他）

第17条 この要領及びガイドラインに定めるもののほか、市のホームページの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。